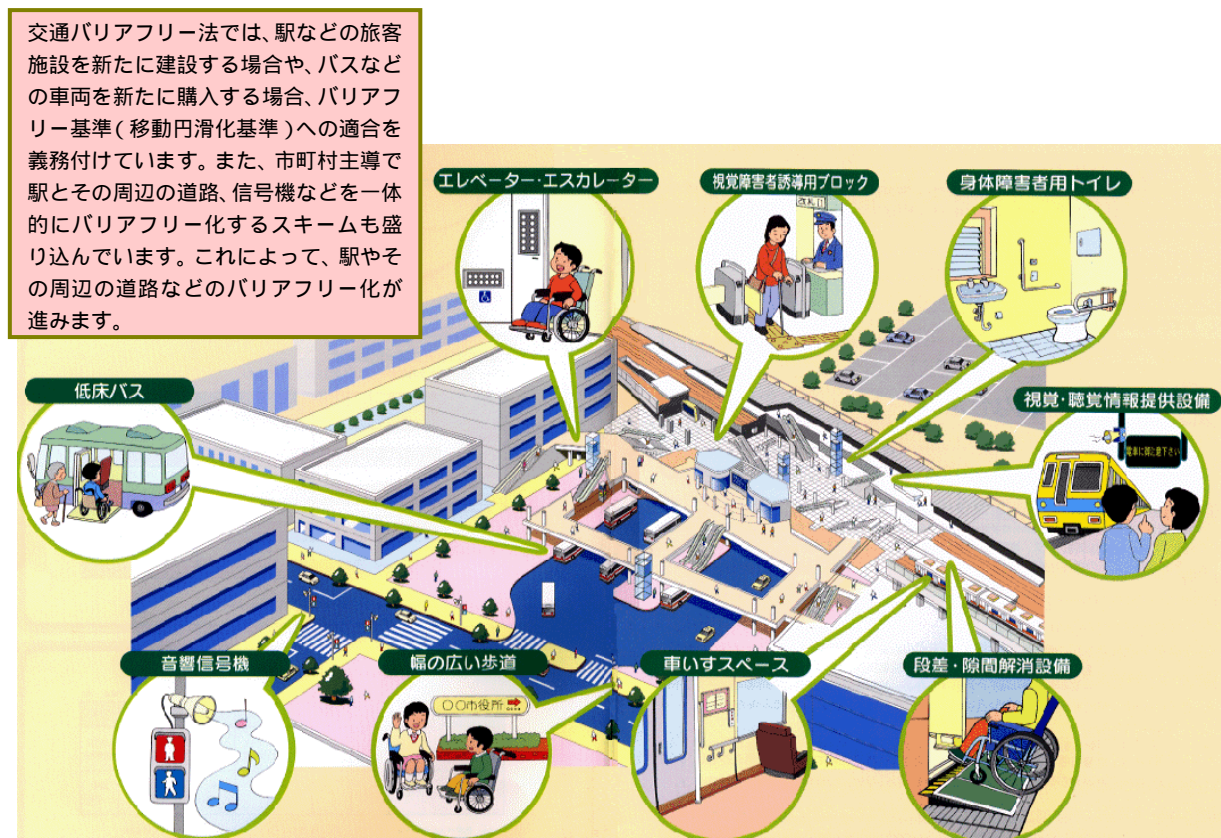


2. 基本構想の概要

(1) 目的

高齢者、身体障害者、そのほか妊婦などの、公共交通機関を利用した移動の利便性と安全性の向上を促進するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、通称「交通バリアフリー法」が平成12年11月に施行されました。

池田市では、この法律に基づき、市内2駅（池田駅、石橋駅）を中心とした地区で、駅とまちのバリアフリー化を進めることを目的として、「池田市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。



(国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/>)

図 2.1 駅とまちのバリアフリー化のイメージ

表 2.1 交通バリアフリー法の概要

法の名称	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」
施行年月日	平成 12 年 5 月 17 日公布、11 月 15 日施行
目的	高齢者の方、身体障害者の方、そのほか妊産婦の方などの、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進する。
法の概要	
<p>(1) 基本方針の作成</p> <p>国（主務大臣）が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を策定する。</p> <p>(2) 公共交通事業者に対するバリアフリー基準適合義務</p> <p>公共交通事業者に対し、鉄道駅、バスターミナルなどを新しく建設する場合、あるいは鉄道車両、バスなどを新しく導入する場合に、「バリアフリー基準（移動円滑化基準）」への適合を義務付ける。既存の旅客施設・車両については努力義務とする。</p> <p>（基準例） エレベーター、エスカレーター等の設置、誘導警告ブロックの敷設 等</p> <p>(3) 市町村の主導による重点整備地区におけるバリアフリー施策の推進</p> <p>市町村による基本構想の作成</p> <p>市町村は、基本方針に基づき、一定規模の駅などの旅客施設（「特定旅客施設」という）を中心とした地区（「重点整備地区」という）において、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、基本構想を作成することができる。</p> <p>基本構想に基づく事業の実施</p> <p>公共交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、基本構想に従ってそれぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施する。</p> <p>（事業例）エレベーター・エスカレーター等の設置</p> <p>歩道の段差解消、視覚障害者用信号機の設置 等</p> <p>地方公共団体等は、駅前広場、通路等について基本構想に即してバリアフリー化を実施する。</p>	

(2) 位置づけ

この基本構想は、「池田市総合計画（第5次）」の将来都市像を実現させるための具体的な構想にも位置づけられ、「第2期池田市障害者計画」など関連計画や、「大阪府福祉のまちづくり条例」なども視野に入れて策定しました。

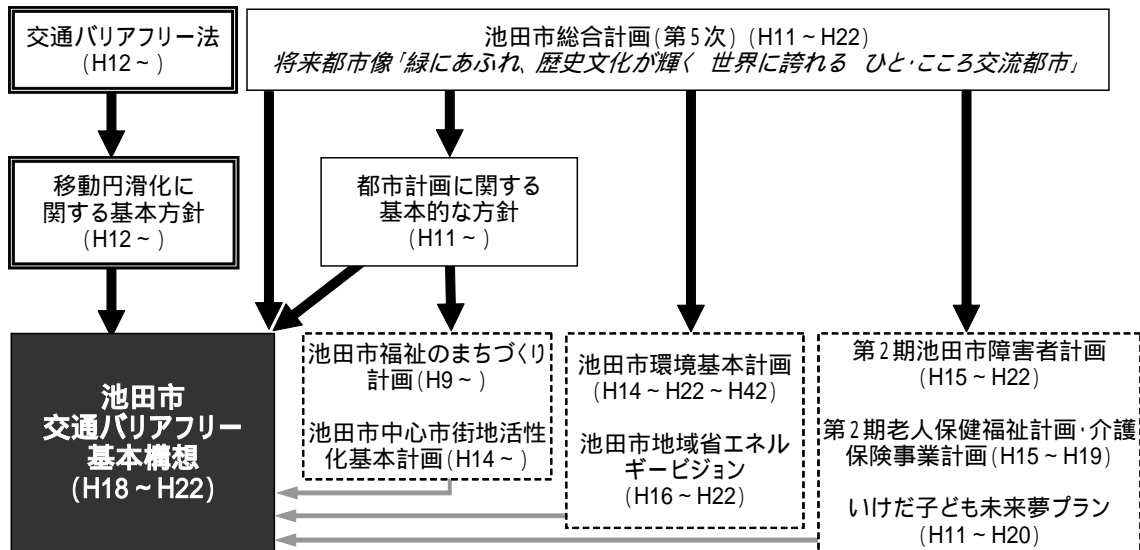


図 2.2 基本構想の位置づけ

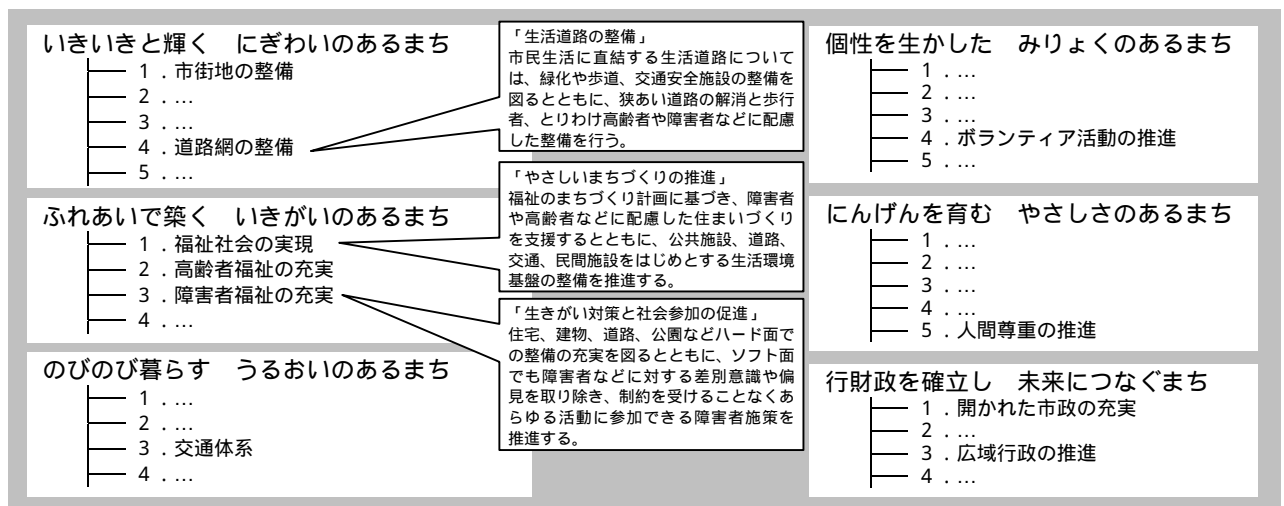


図 2.3 池田市総合計画（第5次）における交通バリアフリー関連事項

(3) 目標年次

この基本構想の整備目標年次は、平成 22 年度（2010 年度）とします。